

中学校学習指導要領解説Q&A 音楽科



教
学
一
如

教えることは学ぶことである
学び続ける教職員に



鹿児島県総合教育センター

学習指導要領解説 Q & A について

平成29年3月に公示された学習指導要領について、「教科の『見方・考え方』を働かせる授業って?」「知識の理解の質を高めるとは?」といった先生方の疑問や知りたいことなどを、教科等別にQ & A形式でまとめました。

このQ & Aは、改訂された学習指導要領がこれまでとどんなところが変わったのかを中心にまとめています。



1 ダイジェスト

見開きで改訂のポイントをまとめてあるので、教科等の授業を行う上で大事なことは何かがすぐに分かります。

2 Q & A

コラム欄やワンポイントアドバイス、図、表などを取り入れ、分かりやすく読みやすい内容で解説しています。

Q5 内容Bの食生活「(2) 調理の基礎」で、ゆでる材料「じゃがいもなど」と指定されたのは、なぜですか。

A5 ゆでる材料として、水からゆでるものと沸騰してからゆでるものゆでることによってかさが異なるものは、多くの量を煮ることができ調理の特性を理解できるようにするためです。

ここには、「答え (Answer)」に係る補足説明や参考資料などが掲載しているので、「答え」の理由や根拠などが分かります。

3 活用法

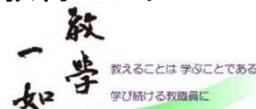
日頃の授業や校内研修、市町村教育委員会や教育事務所主催の研修会、教科等別の教育研究会等では是非活用してください。必要な部分だけでも印刷・ダウンロードできます。

新学習指導要領解説Q & A【中学校 音楽編】

目次

Q1	音楽科の目標は、どのように示されていますか。	1
Q2	音楽科において育成を目指す資質・能力は、どのように整理されていますか。	2
Q3	音楽的な見方・考え方とは、どういうことですか。	3
Q4	学年の目標は、どのように整理されたのですか。	4
Q5	音楽科の内容は、どのように構成されていますか。	5
Q6	表現領域の歌唱分野の内容は、どのように構成されていますか。	6
Q7	表現領域の器楽分野の内容は、どのように構成されていますか。	7
Q8	表現領域の創作分野の内容は、どのように構成されていますか。	8
Q9	「B鑑賞」領域の内容は、どのように構成されていますか。	9
Q10	「共通事項」の内容は、どのように構成されていますか。	10
Q11	音楽科において「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善を行うための視点は、どのようなものですか。	11
Q12	障害のある生徒の様々な困難さに応じた指導の工夫は、どのようなものが示されていますか。	12
Q13	「我が国や郷土の音楽」に関する学習の充実については、どのようなものが示されていますか。	13
Q14	「指導計画作成上の配慮事項」で変更や新設された項目は、どのような内容ですか。	14
Q15	「内容の取扱いと指導上の配慮事項」で新設された項目は、どのような内容ですか。	15
Q16	「内容の取扱いと指導上の配慮事項」で変更があった項目は、どのような内容ですか。	16

中学校音楽科改訂のポイント



Point1 生徒が教科としての音楽を学ぶ意味の明確化



今回の改訂で、音楽科の学習を通して育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」と示すことによって、生徒が教科としての音楽を学ぶ意味を明確に示しています。

生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力とは

音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むことです。

- ・表現や鑑賞の活動に取り組む楽しさを感じ、生活に音楽を生かし、生涯にわたって音楽を愛好すること
- ・音や音楽の美しさなどの質的な世界を価値あるものとして感じ取れるようにすること

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力、人間性等の涵養

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

生きて働く
知識及び技能の習得

何を理解しているか
何ができるか

未知の状況にも対応できる
思考力、判断力、表現力等
の育成

理解していること・できる
ことをどう使うか

音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培うことです。

- ・音楽科の学習を基盤に、生涯にわたって音楽に親しみ、そのことが人間的成長の一側面となるような態度を養うこと
- ・一人一人の豊かな心を育てること
- ・美しいものや優れたものに接して感動する、情感豊かな心を育てること

曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにすることです。

- ・音楽を形づくっている要素などの働きについて実感を伴いながら理解し、表現や鑑賞などに生かすことができる知識のこと
- ・創意工夫の過程でもった音楽表現に対する思いや意図に応じて、その思いや意図を音楽で表現する際に自ら活用できる技能のこと

音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにすることです。

- ・試行錯誤しながら、表したい音楽表現について考え、どのように表現するかについて思いや意図をもつこと
- ・曲想を感じ取りながら、自己のイメージや感情を、音楽の構造や背景などに関わらせて捉え直し、その音楽の意味や価値などについて自分なりに評価しながら聴くこと

Point2 音楽科で育成する「知識」の明確化

これまでは音楽科で育成する「知識」が明確に示されてこなかったことから、指導者の捉え方が曖昧で、記号や用語などの名称や意味を記憶することなどが、知識の習得に当たるとして指導される傾向にありました。今回の改訂で、音楽科における「知識」とは、生徒が音楽を形づくっている要素などの働きについて理解し、表現や鑑賞などに生かすことができるような知識であると明確に示されました。



音楽科における知識とは

- ・曲名や曲が生まれた背景に関するエピソード、音符、休符、記号や用語の名称など、単に新たな事柄を知ることのみに留まるものではないこと
 - ・生徒一人一人が、体を動かす活動などを含むような学習過程において、音楽に対する感性などを働かせて感じ取り、理解したものであり、個々の感じ方や考え方などに応じて習得されたり、新たな学習過程を通して、既習の知識と結び付いて更新されたりしていくもの
 - ・その音楽に固有の雰囲気や表情、味わいなどを感じ取りながら、自己のイメージや感情と音楽の構造（音楽を形づくっている要素の表れ方や、音楽を特徴付けている要素と音楽の仕組み）や背景などとの関わりを、生徒が実感を伴って捉え、理解すること
- ※ 音楽の構造などの「など」には、歌唱分野における「歌詞の内容」も含む。

Point3 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善



題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図ようとする。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ることが求められています。

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

「主体的・対話的で深い学び」は、

- × 主体的な活動や対話的な活動を行うことによって深い学びを実現する
- 学習・指導を捉え直す授業改善の視点である「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」を一つにまとめた言葉。一体として改善を図る。

【「主体的な学び」の実現のために】

- 音楽によって喚起されるイメージや感情を自覚させる。
→イメージや感情を喚起させる要因となった音楽的な特徴を探ったり、楽曲の背景との関わりを考えたりする原動力となる。
- 表したい音楽表現や音楽のよさや美しさなどを見いだすことに関する見直しをもてる。
- 創意工夫して表現したり味わって聴いたりする過程でもったイメージや感情の動きを振り返り、音や音楽が自分の感情にどのような影響を及ぼしたかを考える。
→学んでいること、学んだことの意味や価値を自覚できる。→次の学びにつながる。

主体的な学び

対話的な学び

深い学び



【対話的な学び】

生徒同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えることなどを通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。



【「対話的な学び」の実現のために】

- 一人一人が「音楽的な見方・考え方」を働かせ、音楽表現をしたり音楽を聴いたりする過程において、互いに気付いたことや感じたことなどを言葉や音楽で伝え合い、音楽的な特徴について共有したり、共感したりする。
→客観的な根拠を基に他者と交流し、自分なりの考えをもったり音楽に対する価値意識を構築したりしていくことができる。



【深い学び】

各教科等で習得した概念や考え方を活用した「見方・考え方」を働かせ、問いを見いだして解決したり、自己の考えを形成し表したり、思いを基に構想、創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

【「深い学び」の実現のために】

- 生徒が音や音楽と出会う場面を大切にし、一人一人が「音楽的な見方・考え方」を働かせて、音楽と主体的に関われるようにする。
・ 例えば、器楽表現を創意工夫する場面で、生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせて、演奏したり聴いたり楽譜から読み取ったりして気付いたことを、音楽的な特徴に関わることと曲想に関わることに分けて板書し、相互の関わりについて考えたり、新たな知識・技能を得たり、新たに得た知識・技能と考えたこととを関連付けたり組み合わせたりできるようにする。

「音楽的な見方・考え方を働かせる」とは、生徒が自ら音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、捉えたことと自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けて考えることです。

Point4 「我が国や郷土の音楽」に関する学習の充実

- ・ 歌唱や器楽の指導において、我が国の伝統的な歌唱や和楽器を扱う際の配慮事項として、「生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること」が新たに示されています。また、我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導に当たっては、従前の言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮することに加え、「適宜、口唱歌を用いること」が新たに示されました。

- ・ 伝統的な歌唱の教材については、例えば、発声の仕方や声の音色、コブシ、節回し、母音を延ばす産み字などに着目できるものを選択することが考えられることから、従前示していた「声の特徴」に加え、「歌い方の特徴」を新たに示しています。





音楽科

(中学校)

Q 1 音楽科の目標は、どのように示されていますか。

A 1 従前は、教科の目標を総括目標として一文で示していましたが、今回の改訂では、以下のように、柱書に続いて、三つの柱に沿って目標が示されています。

「第2章 音楽科の目標及び内容 第1節 音楽科の目標」

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。(柱書)

- (1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

1 冒頭の一文(柱書)において、音楽科で育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」と規定し、中学校音楽科は「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力の育成」を目指す教科であることを示しています。

2 「表現活動及び鑑賞の幅広い活動を通して」とは、多様な音楽活動を通して学習が行われることを前提としており、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽を教材として扱い、音楽の素材となる音に関心をもったり音楽の多様性を理解したりしながら、生徒一人一人の個性や興味・関心を生かした歌唱、器楽、創作、鑑賞の活動を行うことが重要であることを示しています。

3 「音楽的な見方・考え方」とは、「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること」と考えられます。音楽科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方であり、生徒にとって音楽を学ぶ本質的な意義の中核をなすものです。

この「音楽的な見方・考え方」については、**Q 3**で詳しく示しています。

4 「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」は、(1)、(2)及び(3)に示しています。(1)は、「知識及び技能」の習得に関する目標を示したものであり、曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解することが「知識」の習得に関する目標、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けることが「技能」の習得に関する目標です。「技能」の習得に関する目標は、表現領域のみに該当するものです。(2)は、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標を示したものであり、「音楽表現を創意工夫すること」は表現領域、「音楽のよさや美しさを味わって聴く」ことは鑑賞領域に関する目標です。(3)は、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標を示したものであり、音楽活動の楽しさとは、表現や鑑賞の活動に取り組む中で、イメージや感情が音楽によって喚起されるなどの情動の変化によってもたらされるものです。

音 楽 科

(中学校)

Q 2 音楽科において育成を目指す資質・能力は、どのように整理されていますか。

A 2 資質・能力は「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に整理されています。

1 「知識及び技能」

何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識及び技能」の習得）

- (1) 曲想と音楽の構造や背景との関わり及び音楽の多様性などの音楽文化についての理解、音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせた理解
- (2) 自分なりに音楽表現を創意工夫したり、思いや意図を音楽で表現したりするための技能

2 「思考力、判断力、表現力等」

理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成）

- (1) 音楽に対する感性を働かせ、音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知識や技能を得たり活用したりして、音楽表現を創意工夫し、どのように表すかについて思いや意図を生み出すこと など
- (2) 音楽に対する感性を働かせ、音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知識を得たり活用したりして、音楽を自分なりに解釈したり、音楽と人々の暮らしなどとの関連から音楽を捉えたり、自分にとっての価値を考えたりし、よさや美しさを味わい、音楽の意味や価値を生み出すこと など

3 「学びに向かう力、人間性等」

どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養）

- (1) 音や音楽のよさや美しさなどの質的な世界を価値あるものとして感じ取る感性
- (2) 協働して音楽活動する喜びの自覚
- (3) 音楽の学習に主体的に取り組む態度
- (4) 音楽を愛好する心情
- (5) 音環境への関心
- (6) 音楽によって生活を明るく豊かなものにする態度
- (7) 我が国の音楽文化への愛着や、諸外国の様々な音楽に関わる態度
- (8) 美しいものや優れたものに接して感動する、情感豊かな心としての情操 など

※ 参考 中央教育審議会答申（平成28年12月）「音楽科、芸術科（音楽）別添資料8-1」

音楽科

(中学校)

Q 3 音楽的な見方・考え方とは、どういうことですか。

A 3 音楽科の見方・考え方とは、「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること」です。

1 「音楽に対する感性」とは

音や音楽のよさや美しさなどの質的な世界を価値あるものとして感じ取るときの心の働きを意味しており、生徒が、音楽を形づくっている要素の知覚・感受を支えとして自ら音や音楽を捉えていくとき、生徒の音楽に対する感性が働きます。音楽に対する感性を働かせることによって音楽科の学習は成立し、その学習を積み重ねることによって音楽に対する感性は豊かになっていきます。

2 「音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え」とは

音や音楽を捉える視点を示しています。音や音楽は、そこに鳴り響く音響そのものを対象として、音楽がどのように形づくられているか、また音楽をどのように感じ取るかを明らかにしていく過程を経ることによって捉えることができます。音楽科の学習では、このように音や音楽を捉えることが必要です。その支えとなるものが、従前の〔共通事項〕ア「音色、リズム、速度、旋律、テクスチュア、強弱、形式、構成などの音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じ受すること」です。

3 「自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付ける」とは

音や音楽は、音響そのものとして存在するとともに、「自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化など」との関わりの中で、人間にとって意味あるものとして存在しています。したがって、音や音楽と音や音楽によって喚起される自己のイメージや感情との関わり、音や音楽と生活や社会との関わり、音や音楽と伝統や文化などの音楽の背景との関わりなどについて考えることによって、音楽表現を創意工夫したり音楽を解釈し評価したりするなどの学習が、一層深まっていきます。

「音楽的な見方・考え方が働いているとき」とは

生徒が自ら、音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、捉えたことと、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けて考えているときのことで。



Q 4 学年の目標は、どのように整理されたのですか。

A 4 これまで、「(1)情意面や態度形成などに関する目標」、「(2)表現に関する目標」、「(3)鑑賞に関する目標」の三つで示していた学年の目標を、教科の目標の構造と合わせ、「(1)知識及び技能」、「(2)思考力、判断力、表現力等」、「(3)学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に整理しました。

- 1 第2学年及び第3学年は、生徒や学校の実態などに応じた弾力的な指導を効果的に進めることができるように、学年の目標及び内容をまとめて示しています。
- 2 (1)「知識及び技能」の習得に関する目標
「知識」に関することについては、「曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解する」と、第2学年及び第3学年で「背景」を加えて示しています。
「技能」に関することについては、「創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、創作の技能を身に付けるようにする」と、第1学年から第3学年で求めている音楽表現の技能に関する目標の趣旨は同じです。しかし、ここでの「技能」は「創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能」であり、音楽表現の創意工夫は、新たな知識や技能を得たり生かしたりしながら行われるため、創意工夫の質的な高まりに応じて、求められる技能にも高まりが生じるため、文言が同様であっても、質的な高まりの差があることが含意されています。
なお、知識に関する目標は、表現領域と鑑賞領域に共通するもの、「技能」に関する目標は、表現領域のみに該当するものです。
- 3 (2)「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標
音楽表現を創意工夫することや、音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにすることを、学習の系統性等を考慮して示しています。
表現領域に関しては、第1学年では、「音楽を形づくっている要素を知覚・感受し、知覚と感受との関わりを考えながら、自分なりに音楽表現を創意工夫すること」、第2学年及び第3学年では、「多くの人が共通に感じ取れるような、その曲固有のよさや特徴などを捉え、他者と共有、共感しながら音楽表現を創意工夫すること」を求めています。
鑑賞領域では、第1学年では、「音楽を形づくっている要素を知覚・感受し、知覚と感受との関わりを考えながら、自分がどのように解釈し評価したのか」を大切に学習を、第2学年及び第3学年では、「自分の解釈や評価のみに留まらず、多くの人が共通に感じ取れるような、その曲固有のよさや特徴などを捉え、他者と共有、共感すること」を大切に学習を求めています。
- 4 (3)「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標
主体的・協働的に学習に取り組むこと、音楽活動の楽しさを体験することを通して音楽文化に親しむこと、音楽によって生活を明るく豊かなものにしていく態度を養うことを示しています。第2学年及び第3学年には「音楽に親しんでいく態度」を加え、中学校卒業後も、音楽科の学習を基盤として、音楽に親しんでいくことができるような態度の育成を目指していることを示しています。

音楽科

(中学校)

Q5 音楽科の内容は、どのように構成されていますか。

A5 音楽科の内容は、これまで同様、「A表現」、「B鑑賞」の2領域及び〔共通事項〕で構成されています。

「A表現」は、歌唱、器楽、創作の三つの分野からなります。また、〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の指導を通して指導する内容とするとともに、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な内容を示しています。

このような構成は現行と変わりませんが、育成を目指す資質・能力の三つの柱に沿った整理を踏まえ、それぞれの内容は以下のように構成しています。

「A表現」の内容

- (1) 歌唱分野, (2) 器楽分野, (3) 創作分野
- ア 思考力, 判断力, 表現力等に関する資質・能力
- イ 知識に関する資質・能力
- ウ 技能に関する資質・能力

「B鑑賞」の内容

- ア 思考力, 判断力, 表現力等に関する資質・能力
- イ 知識に関する資質・能力

〔共通事項〕の内容

- ア 思考力, 判断力, 表現力等に関する資質・能力
- イ 知識に関する資質・能力



三つの柱のうち、「知識及び技能」は、「知識」と「技能」に分けて示しています。また、「学びに向かう力, 人間性等」については方向目標という意味合いが強いことから、目標においてまとめて示し、事項に示していません。

今回の改訂では、学習指導要領の「第2 各学年の目標及び内容」の「2 内容」に資質・能力を示すこととして整理したため、これまで「2 内容」に示していた教材に関する内容は、学習指導要領の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2で示すこととしました。

音楽科の学習においては、音楽活動を通して、「知識及び技能」及び「思考力, 判断力, 表現力等」を一体的に身に付けられるようにしていくことが大切です。別々に育成したり、「知識及び技能」を習得させてから「思考力, 判断力, 表現力等」を育成するといった一定の順序性をもって指導したりするものではないことに留意する必要があります。

〔共通事項〕が置かれている趣旨は、これまでと同様であり、「A表現」及び「B鑑賞」の各事項の指導と併せて、十分な指導が行われることが重要であり、〔共通事項〕のみを単独で指導するものではないことに留意する必要があります。



Q 6 表現領域の歌唱分野の内容は、どのように構成されていますか。

A 6 歌唱分野の内容は、「思考力、判断力、表現力等」、「知識」、「技能」に分けて構成されています。

A 表現

(1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、**曲にふさわしい**歌唱表現を創意工夫すること。(思考力、判断力、表現力等)

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。(知識)

(ア) 曲想と音楽の構造や歌詞の内容及び**曲の背景**との関わり

(イ) 声の音色や響き及び言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。(技能)

(ア) 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能

(イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の声などを聴きながら他者と合わせて歌う技能

※ **ゴシック文字**は、第2学年及び第3学年で追加される事項

これまでは、ア「歌詞の内容と曲想に基づいて創意工夫し、歌う能力」、イ「曲種に応じた発声や言葉の特性に基づいて創意工夫し、歌う能力」、ウ「声部の役割と全体の響きに基づいて創意工夫し、合わせて歌う能力」の三つの内容で構成されていました。

今回の改訂では、ア「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イ「知識」に関する資質・能力、ウ「技能」に関する資質・能力の3点から現行の内容を整理するとともに、イ、ウについては(ア)及び(イ)の二つの事項で示すこととし、全体を五つの内容からなる事項で構成しています。

また、これまで独立して示していなかった「知識」をイに位置付けています(器楽分野、創作分野も同様)。音楽科における「知識」は、曲名や曲が生まれた背景に関するエピソード、音符、休符、記号や用語の名称など、単に新たな事柄を知ることのみに留まるものではありません。生徒一人一人が、学習の過程において、音楽に対する感性を働かせて感じ取り、理解するものであり、個々の感じ方や考え方等に応じて習得されたり、新たな学習の過程を通して、既習の知識と新たに習得した知識とが結び付くことによって再構築されたりするものです。

このことを踏まえ、「知識」に関する指導事項を「○○と○○との関わり」のように示し、○○と○○の間にはどのような関わりがあるのかを捉え、理解できるようにすることが「知識」の習得であることを明確にしています。このように習得された「知識」は、その後の学習や生活においても活用できるものになると考えられます。



音楽科

(中学校)

Q7 表現領域の器楽分野の内容は、どのように構成されていますか。

A7 器楽分野の内容は、「思考力、判断力、表現力等」、「知識」、「技能」に分けて構成されています。

A 表現

(2) 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 器楽表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲にふさわしい器楽表現を創意工夫すること。(思考力、判断力、表現力等)

イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。(知識)

(ア) 曲想と音楽の構造や曲の背景との関わり

(イ) 楽器の音色や響きと奏法との関わり

ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。(技能)

(ア) 創意工夫を生かした表現で演奏するために必要な奏法、身体の使い方などの技能

(イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の音などを聴きながら他者と合わせて演奏する技能

※ ゴシック文字は、第2学年及び第3学年で追加される事項

これまでは、ア「曲想に基づいて創意工夫し、演奏する能力」、イ「楽器の特徴に基づいて創意工夫し、演奏する能力」、ウ「声部の役割と全体の響きに基づいて創意工夫し、合わせて演奏する能力」の三つの内容で構成されていました。

今回の改訂では、歌唱分野と同様に、ア「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イ「知識」に関する資質・能力、ウ「技能」に関する資質・能力の3点から現行の内容を整理するとともに、イ、ウについては(ア)及び(イ)の二つの事項で示すこととし、全体を五つの内容からなる事項で構成しています。

器楽分野については、歌唱分野と同様の構造で示しており、「知識」に関する事項が「〇〇と〇〇との関わりについて理解すること」と独立して明示されています。

また、「技能」に関する事項については、「A表現」の三つの分野にのみ「創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能」として示されており、これは、技能が、生徒にとって思いや意図を表すために必要なものとなるよう指導することを求めています。例えば、リコーダーを用いた器楽の学習において、「リコーダーの音色や響きとリコーダーの奏法との関わりについて」理解したように演奏できたとしても、その演奏が自分の思いや意図と無関係であった場合は、その演奏自体に意味が見いだせず、音楽科の学習として意味のないものになります。

したがって、技能に関する指導を単独で行うことに終始することのないよう、生徒が思いや意図との関わりを捉えられるように留意する必要があります。



音楽科

(中学校)

Q 8 表現領域の創作分野の内容は、どのように構成されていますか。

A 8 創作分野の内容は、「思考力、判断力、表現力等」、「知識」、「技能」に分けて構成されています。

A 表現

(3) 創作の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 創作表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、**まとまりのある**創作表現を創意工夫すること。(思考力、判断力、表現力等)

イ 次の(ア)及び(イ)について、表したいイメージと関わらせて理解すること。(理解)

(ア) **音階や言葉などの特徴及び音のつながり方の特徴**

(イ) **音素材の特徴及び音の重なり方や反復、変化、対照などの構成上の特徴**

ウ 創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な、課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付けること。(技能)

※ **ゴシック文字**は、第2学年及び第3学年で追加される事項

これまでは、ア「言葉や音階などに基づいて創意工夫し、旋律をつくる能力」、イ「音素材の特徴や構成に基づいて創意工夫し、音楽をつくる能力」の二つの内容で構成されていました。

今回の改訂では、ア「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イ「知識」に関する資質・能力、ウ「技能」に関する資質・能力の3点から現行の内容を整理するとともに、イについては(ア)及び(イ)の二つの事項で示し、全体を四つの内容からなる事項で構成しています。

第2学年及び第3学年においては、「まとまりのある創作表現」とし、自らの価値判断を伴ったより豊かな音楽表現の創意工夫ができることを目指しています。

これまで独立して示していなかった「知識」がイに位置付けられているのは、他の分野同様ですが、創作分野においては「表したいイメージと関わらせて理解すること」と示し方が異なります。これは、(ア)や(イ)に示す、音のつながり方や音素材、構成上の特徴などと生徒が自己の内面に生じたイメージとを関わらせながら学習を展開することが重要であるためです。

ウにおいて、「旋律や音楽をつくる」としているのは、本来「音楽」という概念には「旋律」も含まれますが、中学校の創作の学習においては、リズムだけで構成された音楽だけではなく、「旋律」をつくることを求めているため、あえて「旋律や音楽」と示しています。

また、「課題や条件」を示す際は、イの(ア)や(イ)の学習で理解すべき知識を課題や条件に含め、ア、イ、ウの各事項が関連付いた学習にすることが必要です。

なお、ウに示す「技能」は、旋律や音楽をつくるために必要な技能であり、つくった作品を演奏することができる技能ではないことに留意する必要があります。

Q 9 「B鑑賞」領域の内容は、どのように構成されていますか。

A 9 鑑賞領域の内容は、「思考力、判断力、表現力等」、「知識」に分けて構成されています。鑑賞領域には、「技能」に関する内容はありません。

B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(ウ)までについて(自分なりに)考え、音楽のよさや美しさを味わって聴くこと。(思考力、判断力、表現力等)

(ア) 曲や演奏に対する評価とその根拠

(イ) 生活や社会における音楽の意味や役割

(ウ) 音楽表現の共通性や固有性

イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解すること。(知識)

(ア) 曲想と音楽の構造との関わり

(イ) 音楽の特徴とその背景となる文化や歴史、他の芸術との関わり

(ウ) 我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国(アジア地域の諸民族)の様々な音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性 ※(斜体部)は、第1学年における事項

(指導計画の作成と内容の取扱い)

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

イ 第1学年では言葉で説明したり、第2学年及び第3学年では批評したりする活動を取り入れ、曲や演奏に対する評価やその根拠を明らかにできるよう指導を工夫すること。

従前の、ア「音楽のよさや美しさを味わって聞く能力」、イ「音楽の特徴と背景などに関連付けて鑑賞する能力」、ウ「音楽の特徴から音楽の多様性を捉えて鑑賞する能力」からなる三つの事項を、ア「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イ「知識」に関する資質・能力の2点から内容を整理し、アとイの内容からなる二つの事項で構成しています。

また、中央教育審議会答申において、「生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくことについて、更なる充実が求められる」とされたことを踏まえ、「生活や社会における音楽の意味や役割」、「音楽表現の共通性や固有性」について考えることを事項として示しています。

鑑賞の指導においては、音楽を自分なりに評価しながら、そのよさや美しさを味わって聴く力を育てることが大切であり、言葉で説明したり、批評したりする活動はそのための手段であることに留意する必要があります。したがって、生徒一人一人が音楽を自分なりに評価する活動と、評価した内容を他者に言葉で説明したり、他者と共に批評したりする活動を取り入れることによって、鑑賞の学習の充実を図ることができるよう配慮することが求められます。

言葉で説明したり、他者と共に批評したりする際には、対象となる音楽が、自分にとってどのような価値があるのかといった評価を、根拠をもって述べることが重要になります。そのためには、次に示す①から④までを明らかにできるように指導することが大切です。

① 音楽を形づくっている要素や音楽の構造(根拠)、② 特質や雰囲気及び曲想(根拠)

③ ①と②との関わり(根拠)、④ 気に入ったところ、他者に紹介したいところなど自分にとってどのような価値があるか(評価)

Q10 【共通事項】の内容は、どのように構成されていますか。

A10 【共通事項】の内容は、事項アを「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、事項イを「知識」に関する資質・能力として示しています。

〔共通事項〕

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。(思考力、判断力、表現力等)
- イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。(知識)

- 1 アは、現行では、「音色（中略）、構成など音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じること」と示していますが、今回の改訂では、「知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること」と加えて示しています。
- これは、音楽を形づくっている要素のうちどのような要素を知覚したのかということと、その要素の働きによってどのような特質や雰囲気を感じたのかということとを、それぞれ確認しながら結び付けていけるようにすることの重要性を一層明確にしたためです。
- 指導に当たっては、音楽を形づくっている要素に関する学習を、我が国及び諸外国の様々な音楽の特徴を捉える窓口として、表現及び鑑賞の各活動と関連させて位置付けることが大切です。
- なお、音楽を形づくっている要素の具体についての例示は、学習指導要領「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(9)に示しています。
- 2 イの事項は、現行では「音楽を形づくっている要素と、それらの働きを表す用語や記号などについて、音楽活動を通して理解すること」と示しています。今回の改訂では、それに加えて、「音楽における働きと関わらせて」理解することを位置付けています。
- 単に名称などを知るだけでなく、音楽活動を通してそれらの働きを実感しながら理解し、表現や鑑賞の学習に生かすことができるよう配慮するとともに、そのことによって、用語や記号などの大切さを生徒が実感できるようにすることが大切です。
- なお、用語や記号の具体については、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(10)に示しており、これには、小学校での既習事項も含まれます。未習の用語や記号などを計画的に扱うとともに、既習事項についても、指導のねらいに応じて繰り返し扱うことが大切です。
- 3 「共通事項」のア及びイのいずれの事項も、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を示しています。現行と同様に「A表現」及び「B鑑賞」の各事項の指導と併せて適切に指導することが重要です。

音楽科

(中学校)

Q11 音楽科において「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善を行うための視点は、どのようなものですか。

A11 音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ることです。

指導計画作成と内容の取扱い1(1)

題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。

音楽科の指導に当たっては、(1)「知識及び技能」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要です。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではありません。題材など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくり出すために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めることが求められます。

また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、題材のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる知識及び技能の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要です。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」です。各教科等の特質に応じた、物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要です。

音楽的な見方・考え方を働かせるとは、生徒が自ら音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、捉えたことと自己のイメージや感情、捉えたことと生活や文化などと関連付けて考えることです。

指導に当たっては、生徒が音楽的な見方・考え方を働かせることができるような場面設定や発問など、効果的な手立てを講ずる必要があります。

音 楽 科

(中学校)

Q12 障害のある生徒の様々な困難さに応じた指導の工夫は、どのようなものが示されていますか。

A12 学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示しており、音楽科における配慮として以下の二つ例が示されています。

- ・ 音楽を形づくっている要素(音色, リズム, 速度, 旋律, テクスチャ, 強弱, 形式, 構成など)を知覚することが難しい場合は、要素に着目しやすくできるよう、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりするなどして、要素の表れ方を視覚化、動作化するなどの配慮をする。
なお、動作化する際は、決められた動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意する。
- ・ 音楽を聴くことによって自分の内面に生まれる様々なイメージや感情を言語化することが難しい場合は、表現したい言葉を思い出すきっかけとなるよう、イメージや感情を表す形容詞などのキーワードを示し、選択できるようにするなどの配慮をする。

このように、音楽科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要があります。

実際の学習の場面においては、生徒の困難さの状態を把握しつつ、他の生徒との関係性や学級集団の雰囲気などに応じて、適切かつ臨機応変に対応することが求められます。

なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、他教科等の担任と共有したり、翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要です。

Q13 「我が国や郷土の音楽」に関する学習の充実については、どのようなものが示されていますか。

A13 歌唱や器楽の指導において、我が国の伝統的な歌唱や和楽器を扱う際の配慮事項として、「生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること」、我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導に当たって「適宜、口唱歌(くちしょうが)を用いること」を新たに示しています。

指導計画の作成と内容の取扱い 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項

(2) 各学年の「A表現」の(1)の歌唱の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

ア 歌唱教材は、次に示すものを取り扱うこと。

(イ) 民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、生徒や学校、地域の実態を考慮して、伝統的な声や歌い方の特徴を感じ取れるもの。なお、これらを取り扱う際は、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること。

教材の選択に当たっては、例えば、発声の仕方や声の音色、コブシ、節回し、母音を延ばす産み字などに着目できるものを選択することが考えられることから、今回の改訂では、従前示していた「声の特徴」に加え、「歌い方の特徴」を新たに示しています。

指導に当たっては、例えば、視聴覚機器などを有効に活用したり、地域の指導者や演奏家とのティーム・ティーチングを行ったりしながら、声の音色や装飾的な節回しなどの旋律の特徴に焦点を当てて、比較して聴いたり実際に声を出したりして、これらの特徴を生徒一人一人が感じ取り、伝統的な歌唱における声や歌い方の特徴に興味・関心をもつことができるように工夫することが大切です。

(3) 各学年の「A表現」の(2)の器楽の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

イ 生徒や学校、地域の実態などを考慮した上で、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。

なお、3学年間を通じて1種類以上の和楽器を取り扱い、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること。

指導に当たっては、生徒の発達の段階や学校の実態などに応じて、様々な楽器をねらいに即して用いることによって、それぞれの楽器の特徴に気付かせることが大切です。

このように、西洋音楽に用いる楽器だけではなく、和楽器や世界の諸民族の楽器を、指導上の必要に応じて取り扱うことによって、我が国や郷土の伝統音楽への理解を深めるとともに、様々な音楽文化に対する興味・関心を高めることを大切にしています。

(6) 我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導に当たっては、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮するとともに、適宜、口唱歌を用いること。

口唱歌は、楽器の音を、日本語のもつ固有の響きによって表すもので、我が国では、伝統的に、和楽器の指導や稽古において口唱歌を用いてきました。口唱歌は、旋律やリズムだけでなく、その楽器の音色や響き、奏法などをも表すことができ、器楽の学習だけでなく、我が国の音楽に固有の音色や旋律、間などの知覚・感受を促し、鑑賞の学習の質を高めたり創作の学習の際の手段として用いたりするなど、様々な学習に有効であると考えられます。

指導に当たっては、口唱歌を用いる目的を明確にすることが大切です。

Q14 「指導計画作成上の配慮事項」で変更や新設された項目は、どのような内容ですか。

A14 変更や新設があった項目は4項目で以下の内容です。

- 1 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。(新設) **Q3, Q11参照**
- 2 第2の各学年の内容の「A表現」の(1),(2)及び(3)の指導については、ア、イ及びウの各事項を、「B鑑賞」の(1)の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること。(新設)
各領域・分野の指導に当たって「思考力、判断力、表現力等」、「知識」及び「技能」を相互に関わらせながら、一体的に育てていくことを示しています。
今回の改訂では、音楽科において育成を目指す資質・能力を一層明確にすることを踏まえ、第2の各学年の内容を、ア「思考力、判断力、表現力等」、イ「知識」、ウ「技能」に分けて示しているため、一つの事項で題材を構想することはできません。どの題材においても、「A表現」では「思考力、判断力、表現力等」、「知識」、「技能」に関する各事項を、「B鑑賞」では「思考力、判断力、表現力等」、「知識」に関する各事項を相互に関連付けながら題材を構想する必要があります。
- 3 第2の各学年の内容の「A表現」の(1),(2)及び(3)並びに「B鑑賞」の(1)の指導については、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにするとともに、必要に応じて、(共通事項)を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。(下線部追加)
各学年の内容に示した〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を示したものです。したがって、その題材の学習において主として扱う音楽を形づくっている要素やそれらに関わる用語や記号などを共通に設定して複数の領域や分野を関連させた一題材を構想したり、主として扱う音楽を形づくっている要素やそれらに関わる用語や記号などの一部を共通にして、学びの連続性や系統性などをねらって複数の題材の配列の仕方を工夫したりするなど、各領域や分野の関連を図る必要があります。
指導計画の作成に当たっては、各活動を有機的かつ効果的に関連させることによって教科及び学年の目標を実現していくように、内容の構成や主題の設定、適切な教材の選択と配列などに配慮することが大切です。
- 4 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。(新設) **Q12参照**

Q15 「内容の取扱いと指導上の配慮事項」で新設された項目は、どのような内容ですか。

A15 新設された項目は3項目で以下の内容です。

1 生徒が様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。(新設)

従前は、自然音や環境音などの取扱いと併せて示していたが、コンピュータや教育機器の活用の広がり、また今後一層の普及や多機能化などの可能性を踏まえ、今回の改訂では、この配慮事項を独立させて示しています。

様々な感覚を関連付けてとは、音楽を、聴覚のみではなく、視覚や触覚など、他の感覚と関連付けて捉えることができるようにすることです。

また、主体的に学習に取り組むことができるようにするためには、例えば、創作の学習において、自分でつくった作品を自分で演奏して発表することや記譜することに苦手意識をもつ生徒の場合、演奏や記譜に関する部分をコンピュータや教育機器に任せる音楽活動や学習を補助する役割をもつものとして有効に活用できるようにすることが大切です。

指導に当たっては、操作することが活動の目的にならないようにし、指導のねらいを明確にして、教師も生徒も、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるようにすることが大切です。

2 生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど、生徒や学校、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。(新設)

学校内における音楽活動には、音楽科の授業のみでなく、総合的な学習の時間や学校行事における諸活動、課外活動などにおいて、歌を歌ったり楽器を演奏したり音楽を聴いたりする活動など、また、公共施設などの学校外における音楽活動には、生徒が行う音楽活動のみではなく、音楽ホール等で催される演奏会なども含まれます。

例えば、鑑賞の授業で扱った教材曲が近隣の音楽ホールで演奏されることを紹介して興味をもてるようにしたり、「なぜ、人は演奏会に行くのか」などのテーマで、人はどのように音楽との関わりを築き、心豊かな生活を過ごしているかについて考えられるようにしたりするなどして、授業での学びが音楽科の授業以外の場面で生かされた場面を想起したり生かせそうな場面を具体的に想像したり、音楽科の授業以外の音楽活動の経験が授業にどのように生きていたのかについて振り返ったりするなどの活動を、適宜取り入れるなどの工夫が必要です。

3 歌唱及び器楽の指導における合わせて歌ったり演奏したりする表現形態では、他者と共に一つの音楽表現をつくる過程を大切にするとともに、生徒一人一人が、担当する声部の役割と全体の響きについて考え、主体的に創意工夫できるよう指導を工夫すること。(新設)

各学年の目標の(3)で示している主体的・協働的に学習に取り組む態度、歌唱分野及び器楽分野のア及びウ(4)に示す資質・能力の育成に大きく関わる配慮事項です。

少人数のアンサンブル活動や、合唱、合奏などをする際は、生徒一人一人が、声部の役割と全体の響きについて考えることのできる場面を適切に設定し、自分の担当する声部の役割を踏まえて、その教材曲をどのように表現したいのかといった思いや意図をもち、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けて、音楽表現をすることが大切です。教師や一部の生徒の考えのみに基づいて、その教材曲の出来栄をよくするための練習に終始する、というような授業にならないよう留意することが大切です。

Q16 「内容の取扱いと指導上の配慮事項」で変更があった項目は、どのような内容ですか。

A16 変更があった項目は3項目で以下の内容です。

1 音楽によって喚起された自己のイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽に対する評価などを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること。（下線部追加）

例えば、表現活動において「このフレーズの最後の音が印象に残るように表現するために rit. の仕方を工夫してはどうか」などと表したい意図や工夫について伝え合うことを通して他者とともに創意工夫して表現する喜びを味わうこと、また、鑑賞の活動において「弦楽器による旋律がゆっくりした速度で演奏され、春の日ざしの中で歌っているような穏やかな気持ちになった」などと感じ取ったことを言葉で説明し合うことを通して、様々な感じ取り方があることに気付くことなどが考えられます。その際、言葉のやり取りに終始することなく、実際に、様々な rit.の仕方で歌ったり、弦楽器の旋律を聴き返したりするなどして、言葉で表したことと音や音楽との関わりが捉えられるようにすることが大切です。

2 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。（下線部追加）

著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成と、音楽に関する知的財産の保護と活用に関して配慮することを示しています。

指導に当たっては、インターネットを通じて配信されている音楽も含め、授業の中で表現したり鑑賞したりする多くの曲について、それを創作した著作者がいることや著作物であること、この著作物が知的財産であること、著作権法上の学校における例外措置（法第35条第1項ほか）により、その知的財産を教材として活用することで表現や鑑賞の幅広い活動が行えることなどを生徒が意識できるようにし、必要に応じて音楽に関する知的財産権に触れることが大切です。

※ 詳細は、文化庁長官官房著作権課作成「学校における教育活動と著作権」参照
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/gakko_chosakuken.pdf（ダウンロード可）

3 歌唱及び器楽教材は、次に示すものを取り扱うこと。

・ 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切で、生徒にとって親しみがもてたり意欲が高められたり、生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れたりできるもの。（下線部追加）

中央教育審議会答申において、「生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくことについて、更なる充実が求められる」とされたことを踏まえ、歌唱及び器楽の教材を選択する際の配慮事項として「生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れるもの」を新たに示しています。

4 各学年の（共通事項）に示す「音楽を形づくっている要素」については、指導のねらいに応じて、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などから、適切に選択したり関連付けたりして指導すること。（下線部追加）

例示されている「音楽を形づくっている要素」については、従前、各学年の〔共通事項〕(1)の**ア**に示されていたものと変更はありませんが、今回の解説では、各要素についての定義とともに、指導例等を示しています。